

川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業に関する質問書への回答

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
1	P8	施設使用料	募集要項 P8 (2) ①施設利用料につきまして、事業内容及び条件で出されている「バーベキュー等」「キッチンカー、軽食等」「賑わい創出イベント等」・「水辺のアクティビティ」において、例示として挙げている項目は、使用料のどの分類になるのでしょうか。	<p>原則として、以下のとおりの分類となります。ただし、公園内行為許可申請時の社会状況や申請内容等を考慮し、以下の分類とならない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーベキュー →展示会その他これらに類する催し ・キッチンカー事業、飲食ブースの展開 →展示会その他これらに類する催し ・移動動物園 →競技会、集会その他これらに類する催し ・エアー遊具 →競技会、集会その他これらに類する催し ・スポーツ大会 →競技会、集会その他これらに類する催し ・キャンプ →競技会、集会その他これらに類する催し ・焚火イベント →競技会、集会その他これらに類する催し ・水辺のアクティビティ →競技会、集会その他これらに類する催し

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
2	P8	施設使用料	上記と関連しますが、例えばピクニック広場(8,500 m ²)を借りた場合、使用したのが一部分でも8,500 m ² の使用料をお支払いになるのでしょうか。	興行として使用する場合は、使用する平米数に応じて、使用料をお支払いしていただく形になります。また、興行以外の場合は、使用した面積にかかわらず、川崎市都市公園条例施行規則に規定する使用料をお支払いしていただく形になります。
3	P8	施設使用料	同日に異なる事業(例えば、キッチンカー事業とエアースト遊具)を実施する場合、どちらの使用料となるのでしょうか。	(協定締結事業者毎に)主となる事業に関して、使用料をお支払いしていただく形となります。
4	P10	企画提案書	募集要項 P10 (4) 企画提案書の受付で、①～⑩の紙媒体資料(正本1部、副本8部<企業名が明示されているもの場合は黒塗りをしたもの>)は、副本のみの黒塗りの認識でありますでしょうか。	副本のみ企業名を黒塗りする形となります。 なお、黒塗りする企画提案書について、「①～⑩」と記載しておりますが、対応箇所がないため、「1.～24.」に訂正いたします。

以上